

生活保護基準について一切の引き下げを行わないよう求める会長声明

- 1 厚生労働省は、2017（平成29）年12月14日、社会保障審議会生活保護基準部会がとりまとめた「社会保障審議会生活保護基準部会報告書」を公表した。これを受けて、政府は、生活保護のうち生活費や光熱費などにあたる生活扶助費部分について、2018（平成30）年10月から3年かけて段階的に引き下げ、国が負担する金額で年160億円（1.8%）を削減する方針を決めた。内訳は、児童手当に相当する「児童養育加算」は40億円のプラスとなるが、食費や光熱費に充てる部分が180億円減、ひとり親世帯を対象にした「母子加算」が20億円減になる。

当初、減額幅の大きい都市部や母子世帯などでは生活扶助費が最大13%程度減額されるということであったが、その後、批判を受けて、減額幅を5%程度に縮小するとされた。しかし、引き下げそのものの方針は変わらない。

- 2 今回の基準引き下げの考え方は、生活扶助基準を第1・十分位層（所得階層を10に分けた下位10%の層）の消費水準に合わせるというものである。

しかし、捕捉率（生活保護を利用することができる人のうち実際に制度を利用している人の割合）は15.3%から32.1%にすぎない（2010（平成22）年4月9日付厚生労働省発表の「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」）。すなわち、生活保護を受ける要件があるにもかかわらず生活保護基準以下の収入で生活している世帯も多く、この世帯はこの第1・十分位層に含まれていることになる。また、第1・十分位層の消費水準が最低限度の生活の需要を満たす十分なものであるかどうかの検証は一切行われていない。この点の検証がないまま、生活保護基準以下で暮らす者が含まれる第1・

十分位層を生活保護基準との比較対象とする手法で判断すれば、生活保護を受けている層の支給水準も引き下げられることとなり、生活保護基準を際限なく引き下げることになりかねない。この点、2017（平成29）年12月14日に公表された社会保障審議会生活保護基準部会報告書においても、「一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えていると、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念があることから、これ以上下回ってはならないという水準の設定についても考える必要がある。」との懸念が示され、また、特に子どもの貧困に関しては、「子どもの健全育成のためには、食費や被服費などの学校外活動以外の費用も必要であり、その部分について一般低所得世帯との均衡だけで考えてしまうと、学校外活動以外の子どもの健全育成に必要な費用が十分に手当されない」との懸念も示されており、前記手法の問題点が指摘されている。

- 3 生活保護基準は、住民税の非課税基準、国民健康保険料の減免基準、介護保険の利用料や保険料の減免基準、就学援助金制度の利用基準、保育料の負担額、日本司法支援センターの民事法律扶助の援助基準など、生活の中の多様な分野の施策に連動し、最低賃金の指標にもなっている。政府は、生活保護を受けていない世帯への支援制度には影響させないようにすると発表した。2013（平成25）年の基準引き下げの際には、自治体の独自事業である就学援助制度において多くの市区町村で支給基準が下げられ、多数の世帯が対象外となった。同様のことが起こらないとは限らない。生活保護基準の引き下げは、生活保護の手前で生活している中低所得層を直撃し、ひいては国民生活全体の水準を引き下げかねない。前記報告書も、2013（平成25）年の基準引き下げによる他制度への影響は、対象が広範囲に及び「十分な検証を行うことができなかった」とする。十分な検証なしに安易に基準を引き下げべきではない。

4 言うまでもなく、現行の生活保護基準は、利用者に余裕のある贅沢を許すものではなく、保障されるのは「最低限度」の生活にすぎないのであって、その生活の実態は決して楽ではない。

上記引き下げ方針は、低所得者層の生活実態を踏まえない安易な弱者切り捨て政策となりかねず、生活保護世帯をさらに追い詰め、貧困層をより貧困にし、経済的に裕福でない層を中心に国民生活の消費水準全般を下げ、低所得者層の生活に重大な影響を与えるものである。

憲法第25条1項の健康で文化的な最低限度の生活を保障するという趣旨に照らせば、生活保護制度の検証と見直しは、単に第1・十分位層との比較といった引き下げの結論ありきの数字の操作ではなく、生活保護利用者を含む低所得者層の生活の実態を踏まえてなされるべきである。

したがって、当会は、今般の生活保護基準引き下げに強く反対し、一切の引き下げを行わないよう求める。

平成30年3月13日

長野県弁護士会

会長 三浦 守 孝